

緊急！

あなたの教会の 教籍関係の書類を 急いで点検してください！

この送籍書をお使いですか？

<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">送 籍 書</p> <p style="text-align: center;">教会御中</p> <p>当教会員 _____ の申し出と、貴教会のご依頼により、教会総会の議決を経て送籍いたします。</p> <p style="text-align: center;">19 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">教会名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">責任者 _____ 印</p> <p><small>お願い・貴教会に入籍の日をもって当教会の転籍日付といたしますから、入籍が完了しましたら、至急教籍受理通知書をご返送下さい。</small></p> <p style="text-align: right;"><small>コードI-2</small></p>	<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">転 出 会 員 控</p> <p>教籍番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>転出承認 19 年 月 日</p> <p>向 教 会 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>発 行 _____</p> <p style="text-align: center;">19 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">責任者 _____ 印</p>
--	--

表

裏

この送籍書には大きな問題があります。どこかわかりますか？

氏 名		備考
生 年 月 日	明大昭 年 月 日生	
職 業		
本 籍		
現 住 所	電話 () 方	
受 浸 教 会		
受 浸 年 月 日	19 年 月 日	
授 浸 牧 師		
教会での役職		

2011年5月18日

連盟加盟教会・伝道所 各位

日本バプテスト連盟
常務理事 加藤 誠

主の御名を讃美します。

いつも連盟の協力伝道の働きを覚えてご加禱、ご協力をいただいておりますことを感謝いたします。

このたび、他教派教会の牧師から日本バプテスト連盟発行の「送籍書・転出会員控」の記載内容に関する御指摘をいただき、事実を確認した結果、問題のある記載を連盟がこれまで放置してきたことが判明しました。以下の通り経過と対応を報告いたします。

1. 経過の報告

今年のはじめ、連盟加盟教会（以下、A教会とする）が他教派の教会（以下、B教会とする）から教会員を受け入れることになり、転籍手続きを行うために連盟発行の「送籍書・転出会員控」を用いて手続きをしたところ、B教会の牧師からA教会牧師宛に「送籍書・転出会員控」の記載内容の問題性を指摘した手紙が届きました。

以下に、その手紙の一部を引用させていただきます。

（前略）バプテスト連盟では、教会員の転籍手続きを行なうにあたって、『身元調査』に繋がる「本籍」情報のやりとりを現在も何も問題を感じることなく行なっているのでしょうか。

これまで長年、私は部落差別問題でバプテスト連盟の牧師や信徒の方々と共に差別克服のために働きをして参りました。たくさんの方々の尊敬できる方々もおられます。しかし、バプテスト連盟が本人の知らないところで「本籍」情報のやりとりをしているならば、これまでの運動は何だったのかと憤りを感じてしまいます。

もちろん、本籍が被差別部落であろうとどこであろうと関係がない社会になれば、もっと言うならそれがどこであろうと誇りを持って生活できる社会であるならば何も問題はありません。しかし、現在も非常に厳しい差別の現実があり、「本籍」をめぐる身元調査によって就職差別を受けたり、結婚差別をする現実があります。残念ながら、未だ差別を克服できない社会の中であって、「本籍」の情報が不用意にやりとりされてはならないと思っています。このことは部落差別問題に少しでも関わるならば、常識以前の事柄であると思っています。

部落差別克服は私たちの大きな課題です。宗教界、キリスト教界においては、これまで部落差別に無関心であったため差別事件を起こしてきたことを心に深く悔い、現在、部落差別根絶のために全力を注いで活動していると思います。そんな中で、本籍記入を相手の教会に求めるなど言語道断です。教会員の籍をやり取りする中で、現住所だけでは不十分なのでしょうか。

（中略）バプテスト連盟では、なぜ教会員の「本籍」を求めておられるのか、その事がいかに被差別部落出身者を苦しめているのかがなぜ分からないのか、理解に苦しみます。申し訳ございませんが、連盟でどのようなお考えをもっておられるのかお知らせいただければと思います。（後略）

手紙を受け取ったA教会牧師はすぐに部落問題特別委員会に報告し、同委員会を通して報告を受けた連盟理事会は、ただちに連盟発行の「送籍書・転出会員控」の書式内容、並びにホームページから自由にダウンロードできるようになっていた「送籍書・転出会員控」の書式内容を確認した上で、在庫分については廃棄処分し、ホームページのデータも削除しました。

日本バプテスト連盟は、1981年の第35回年次総会において部落差別問題委員会を設置し、今日まで、キリスト教会自身の宣教課題として部落差別解消に向けた取り組みを進めて参りました。今年でその活動は30周年を迎えます。それにも関わらず、自分たちの基本的な文書フォームに差別を助長する要素が存在していることを全く見落とし、他教派の牧師より指摘をいただくまで、気づかず

にきてしまったのでした。「これまでの運動は何だったのか」というB教会の牧師の厳しい指摘と叱責の前に、連盟理事会はただ深く恥じ入るほかありません。

早速、常務理事と部落差別問題委員会委員長の連名で、B教会牧師にお詫びをお伝えすると共に、今回の出来事によってえぐりだされている私たち自身のこの課題に対する姿勢を深く反省し、今後の取り組みをお約束する手紙を出状したところ、B教会牧師から連盟の対応を感謝する旨の丁寧なお手紙をいただきました。

2. 連盟としての対応

- ① 連盟発行の「送籍書・転出会員控」には「本籍」「職業」欄のほか「元号」が使用されているのに対して、ホームページのデータでは「元号」使用は削除されていました。つまり、連盟発行でありながら、違う版のものが存在していたということであり、当該文書のこれまでの改訂内容の決裁手順と責任が不明確であったことが判明しました。早速、発行責任の明確化を含めて体制の全面的改革に取り組むこととします。
- ② 当該文書の頒布状況は、2010年度に関しては3教会から注文を受け30枚を販売し、過去五年間に遡ると31件400枚を販売してきました。過去五年間に販売した教会に対して、使用の停止をお願いすると共に、新しい版と交換する措置を取ります。
- ③ 当該文書の連盟在庫分は即日廃棄処分にし、ホームページからダウンロードできる状態になっていたデータも削除しました。
- ④ 「送籍書・転出会員控」だけでなく「教会員原簿」の記載内容についても課題が認められるため、宣教研究所の助言を受け、理事会で責任をもって改訂いたします。

3. 諸教会へのお願い

- ① 各教会・伝道所においては、「教会原簿」や「送籍書・転出会員控」をご自分たちで作成しているケースが多いと思われませんが、その記載内容（「本籍」「職業」「元号」など）について至急、点検をお願いします。
- ② 連盟発行の「送籍書・転出会員控」を使用されている教会におかれましては、在庫分の廃棄をお願いします。処分された枚数などご報告いただければ、新しいものをお送りいたします。
- ⑤ 連盟としては、今後も部落問題特別委員会を中心に部落差別の解消に向けた取り組みを続けて参りますので、諸教会・伝道所におかれましても、この課題への関心とご理解を深めていただけますよう、ご協力方よろしく願いいたします。

最後になりますが、諸教会・伝道所における宣教の御業が、聖霊の豊かな導きをいただいて、神の国と神の義を照らし出すものとなりますように、祈らせていただきます。

主にありて。

2011年5月18日

諸教会・伝道所 各位

部落問題特別委員会
委員長 片桐健司

アーメン 御国が来ますように

イースターを迎えて、希望に満ちて福音宣教の御業にお励みのこととお喜び申し上げます。いつも部落問題に関心を持ち、それぞれの地で取り組みを進めていただいていることを感謝いたします。

さて、3月23日付けで教派を異にする教会の牧師から、日本バプテスト連盟の教会に対して問題指摘の文書が届けられました。内容は「送籍書・転出会員控」に関するものです（経過については前頁の通りです）。

「身元調査」により、結婚や就職における理不尽な差別が現在もなお続いています。たとえば「本籍」そのものは差別につながる根を持っている事柄ですし、その記載は差別の歴史を作ってきました。「本籍」「職業」などの個人情報となるべくそぎおとすことが差別を生まないことにつながります。

不当な差別を受けてきた被差別部落出身の人たちの闘いの実りのひとつとして、さまざまな文書から「本籍」「職業」記入欄の撤廃が進められています。（「本籍」に関していえば、運転免許証には記載欄が残っていますが、近年では空白のままという扱いになっており、近い将来、欄そのものが無くなるとも言われています。）

差別からの解放という使命を頂いている教会が、差別を助長する恐れのある文書を発行し続けることの誤りは明白です。部落問題特別委員会は以上のことを知りながら、連盟事務所の発行文書を確認することを怠ってきたことを深く反省すると共に、この問題について諸教会・伝道所みなさんに深くご理解いただきたいと思えます。

「『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）」が作成した資料から「身元調査」に関する部分を紹介します。ぜひお読みください。また、部落解放に関する基礎的な講座*を受講してみたいと思われる方は部落問題委員会までお問い合わせください。

*部落解放基礎講座（関東会場）2011年6月30日～7月1日
（関西会場）2011年7月20日～21日
（九州会場）2011年12月上旬（予定）

【身元調査お断り運動】

今日、人権に対する意識は以前に比べるとかなり高まっていますが、そういう中であっても実際には多くの『身元調査』が行われています。特に、人生の大きな節目であり、一大転機でもある就職や結婚のときに、数多くの調査が行われているのが実情です。「身元調査」は重大な人権侵害です。1998年7月にも大阪の大手興信所による、就職の伴う差別身元調査が発覚しました。現代社会においても差別身元調査が行われているのです。結婚、就職といった、「人が幸せになろうとがんばっている」気持ちを踏みにじられるようなことが、私たちが暮らしている社会の中で当たり前のように起こっています。

このような『身元調査』は、本人のプライバシーを著しく侵害し、本人の責任の取りようのない、不利益な面だけを探しだそうとするところにその本質があります。そして調査の結果、就職差別や結婚差別を生むことになり、場合によっては前途ある若者が死を選んでしまうという悲劇が起こったりもしています。結婚差別や就職差別の問題が起きるときに、一体何が行われているのかと考えれば、身元調査にいきつのです。そして、同和地区出身者が、人生の門出でもある結婚や就職時に行われた身元調査に基づく差別の結果、自殺においやられるような事象が起きていることも銘記しなければなりません。そういうことをなくすために、あらゆる差別の要因となっている『身元調査』をなくしていかなければなりません。

全国の被差別部落の名前・住所などが一覧で記された差別図書販売「部落地名総鑑事件」が発覚して以降、いろいろな組織によって啓発活動が行われ、行政機関などにおいても、啓発活動を始めさまざまな取り組みが行われています。

たとえば、市町村では、差別につながる身元調査や各種リストをつくることを防止するため、戸籍謄本の交付の制限や住民基本台帳の閲覧等の制限が行われてきました。

このように多くの取り組みがなされてきたことは周知の事実です。しかしながら、1984年12月8日に出された「大阪府同和对策審議会」答申においても「もともと差別的な身元調査は、表面化しにくい性質のものであるにもかかわらず、毎年事件の発生をみている。」とのべられており、この現実を直視すれば、「規制等条例」が制定・施行されるに到ったことは当然の道筋であります。

私たち一人ひとりの宗教者がお互いの人権を尊重し、『身元調査』をなくしていく努力が必要です。また、『身元調査』にあつたら、自信と勇気をもって「人権侵害につながりますのでお断りします」と明言できるよう常日頃の心掛けが大切です。

「同宗連」では、宗教者がそれぞれ信仰する教えの根源に立ち返り、部落差別を始めとするあらゆる差別を許さないために、身元調査お断り運動を継続して取り組んでいます。

（『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連） 「部落解放基礎講座」資料より）